

## 誓約書

このたび、犬の危害防止条例第8条に基づく抑留犬の変更を申請するにあたり、申請者は抑留犬の返還後は下記の事項について誠意を持って遵守することを誓約します。

### 記

- 1 すみやかに犬の登録を申請し、狂犬病予防注射を受けさせます。  
また、犬に毎年狂犬病予防注射を受けさせます。
- 2 犬の放し飼いを行いません。  
また、犬の逸走の防止のための管理に努めます。
- 3 他人の見やすい箇所に犬を飼養していることを表示します。  
また、犬による危害の防止に配慮します。
- 4 犬が公の場所、他人の土地または物件を汚さないように努めます。  
また、周辺的生活環境の保全に努めます。
- 5 やむを得ず犬を継続して飼養することができなくなった場合には、保健所へ相談します。

平成 年 月 日

能登北部保健所長 殿

申請者

㊟

(署名又は記名押印)